

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年11月15日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏和

1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量 岩手県中央家畜保健衛生所の冷蔵庫設備の交換・修繕 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約日の翌日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 岩手県中央家畜保健衛生所（滝沢市砂込390-5）の血液保管庫内及び屋上
- (5) 入札方法 (1)の件名で総価入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、「令和5・6年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿」に登録されている者であること。
- (3) 入札日現在で、岩手県に本社(本店)を有する者、又は岩手県外に本社(本店)を有しているが、岩手県内に支店等を有しており、その支店等が上記(2)に記載する資格を有している者であること。
- (4) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例58号）第4条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事等に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。

また、入札書提出日から契約締結をするまでの間に措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11-1 盛岡広域振興局 経営企画部 経理課

TEL 019-629-6508

郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて申し込むこと。

なお、岩手県公式ホームページから入札説明書をダウンロードすることも可能であること。

岩手県公式ホームページアドレス <https://www.pref.iwate.jp/>

ページ案内 「トップページ - 県政情報 - 入札・コンペ・公募情報 - その他入札情報」

(2) 入札及び開札の日時及び場所

令和6年12月12日(木)午前10時00分 盛岡地区合同庁舎 3階入札室

4 当該設備の現状確認日時の指定及び場所

(1) 令和6年11月25日(月)午後5時までに3(1)に連絡のあった入札参加予定者に対し、参加予定者間で日時が重ならないよう調整した上で、おって確認日時を電話等によりお知らせする。

(2) 岩手県中央家畜保健衛生所（滝沢市砂込390-5）の血液保管庫内の冷蔵庫及び屋上の室外機。

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要書類等を令和6年12月2日(月)午後5時までに3(1)の場所に提出しなければならない。

(4) 入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとする。

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他 詳細は入札説明書による。